

「枚方市感染症予防計画（素案）」についての 市民意見聴取について【結果公表】（案）

「枚方市感染症予防計画（素案）」についての市民意見聴取につきまして、市民の皆さまからご意見をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見と、ご意見に対する枚方市保健所運営協議会の考え方を、以下のとおり公表します。

意見募集期間	令和 5（2023）年 12 月 7 日（木）～令和 5（2023）年 12 月 26 日（火）
意見提出者数	5 人
公表意見数	9 件 ※ 1 枚の意見提出用紙に複数の意見を記入されている場合は、意見ごとに 1 件としています。

	ご意見の要旨	枚方市保健所運営協議会の考え方
1	<p>P.23 第 11(1)患者等への差別や偏見の解消及び感染症についての正しい知識の普及について</p> <p>PCR 陽性になった人への恐ろしい差別があった。そのようなことのないよう、普及だけではなく、すべての人に様々な差別がないように周知徹底してほしい。</p>	<p>本計画では、「第 11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項」において、「当該感染症の患者、医療従事者及びこれらの者の家族等に対する偏見や差別又はワクチンの接種の有無等による偏見や差別をもって人権を損なわれることがないように、特措法第 13 条第 2 項（※1）も踏まえ、市は、当該感染症に関する広報その他の啓発活動等に取り組む。」（P24）としています。</p> <p>未知の感染症は、不安や恐怖から忌避の感情を引き起こし、誤った認識により、感染者に対する不当な偏見や差別を生じさせる危険があります。科学的根拠の乏しい過度な対応が行われることのないよう、感染症は誰もが罹り得るものであることを含め、感染症に関する正しい知識を広く提供するよう努めてまいります。</p>
2	<p>P.23 人権の尊重について (コロナワクチン接種、マスク着用) コロナワクチンについて、本来は任</p>	<p>ワクチン接種については、個人の意思が尊重されることから、本計画においては、「第</p>

	<p>意であるはずだが、職場や家族間での同調圧力により半ば強制的に接種させられるのは人権侵害だ。「打たない権利」も尊重されるよう広く周知徹底してほしい。同調圧力による接種の実質強制に対する罰則規定も検討してほしい。</p> <p>また、マスク着用についても、同調圧力により半ば強制的にさせられることが多くあった。これも重大な人権侵害であると思う。</p> <p>以上を踏まえ、感染対策は感染を防ぐ効果も確実なものではなく、また任意であるためP2「市は、<u>感染症</u>に関する差別や偏見の解消のため～」を「市は、<u>感染対策</u>に関する差別や偏見の解消のため～」とする、または<u>感染症</u>のあとに<u>感染対策</u>を追加してほしい。</p>	<p>11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項」として、「ワクチン接種の有無等による偏見や差別をもって、人権を損なわれることがないように、特措法第13条第2項（※1）も踏まえ、市は当該感染症に関する広報その他の啓発活動等に取り組む」（P24）としています。</p> <p>また、マスク着用等の感染対策については、「新興感染症（※2）においては病原体の特性に関する知見の蓄積に伴い、求められる感染対策が変化することから、市は、最新の知見・情報に基づき、流行状況や場面に応じて必要とされるマスク着用等の基本的感染予防対策や面会制限等を含めた院内・施設内感染対策について、市民等や施設等に対し、普及啓発を行う」（P23）と記載しています。</p> <p>なお、P2「市は、<u>感染症</u>に関する差別や偏見の解消のため～」の<u>感染症</u>には、コロナワクチンの接種やマスクの着用などの<u>感染対策</u>の意味も含めています。</p>
3	<p>P.7 (3) 予防接種について</p> <p>予防接種を希望しない、もしくは以前の医療処置によって受けると危険がある人などにも、希望する人と同様に、もしくはそれ以上に配慮していただくよう書き足して欲しい。</p>	<p>本計画では、「第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項」において、「ワクチンの接種の有無等による偏見や差別をもって人権を損なわれることがないように、特措法第13条第2項（※1）も踏まえ、市は、当該感染症に関する広報その他の啓発活動等に取り組む。」（P24）と記載しています。</p>
4	<p>P.2 3 人権の尊重について</p> <p>報道機関の情報のみではなく市民からの意見も広く聞き、ワクチンやマスクの身体への害などもしっかり市民に周知し、決して強制や差別を助長するようなことをしないで欲しいと強く願っている。</p>	<p>本計画では、「第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項」において、「新興感染症（※2）においては病原体の特性に関する知見の蓄積に伴い、求められる感染対策が変化することから、市は、最新の知見・情報に基づき、流行状況や場面に応じて必要とされるマスク着用等の基本的感染予防対策や面会制限等を含めた院内・施設内感染対策について、市民等や施設等に対し、普及啓発を行う」（P23）としています。</p>

		ワクチン接種等につきましても有効性・安全性に関する科学的知見に基づき、副反応に関する事項も含め丁寧な情報提供・発信等を行ってまいります。
5	<p>P.2 3 人権の尊重「正しい知識の普及啓発」について</p> <p>「報道機関の協力」とあるが、それは、国や、株主、広告主の影響を受ける機関であることを踏まえて、慎重でなくてはならない。利権による意図的な煽動に乗せられない注意が必要。国はWHOの方針に従うが、WHOは資金の多くを、製薬会社に投資している民間の財団などから得ている民間の機関なので、新しく設立された「WCH」の提案も参考にすべき。</p> <p>「市民からの情報提供も受け、正確なデータの収集をし、幅広い情報を市民に提示し『正しい情報』が何かを市民が判断できるよう努める」これが人権の尊重になると思う。</p>	<p>感染症法に基づき、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」においては、感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであり、国としては、情報基盤の整備、方向性の提示、関係機関との連携、人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することが必要であるとの考えを示しています。</p> <p>この基本指針に基づき、本計画の「第2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項」(P11)に記載しているとおり、市は、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症対策に必要な情報収集、疫学調査、分析及び研究を行い、双方向のリスクコミュニケーションを含め、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。</p>
6	<p>P.2 3 人権の尊重「正しい知識の普及啓発」について</p> <p>市は、データや情報の発信は正確に、主観を交えず行うこと、市民が自分で判断できる情報を周知することが大切だと思う。</p> <p>新型コロナワクチンは世界初の遺伝子ワクチンの使用で、まだ、分からないことが多い段階で正しい情報として発信すべきではなかったと思う。</p> <p>マスクについてもしたい人がするのは自由だが、科学的根拠がなくマスクを強要するのは人権侵害だ。</p> <p>今後は、「科学的根拠を元にして、人権を尊重する」として欲しい。</p>	<p>本計画では、「第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項」として、「新興感染症(※2)においては病原体の特性に関する知見の蓄積に伴い、求められる感染対策が変化することから、市は、最新の知見・情報に基づき、流行状況や場面に応じて必要とされるマスク着用等の基本的感染予防対策や面会制限等を含めた院内・施設内感染対策について、市民等や施設等に対し、普及啓発を行う」(P23)と記載しています。</p> <p>感染者等に対する不当な偏見や差別を生じさせることのないよう、正しい知識の普及啓発を行います。</p>
7	<p>市民等への必要な情報の公表(ワクチンの副反応について)</p> <p>ワクチンの副反応(デメリット)の</p>	<p>本計画では「第1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のため</p>

	<p>説明が、全く不十分であった。</p> <p>いやしくも医療というからには、インフォームドコンセントは不可欠だ。国からのものが不十分なら府や市が補足すべき。国が常に正しいことをするかどうかは歴史を見ても明らかだ。今までの数々の公害病やライ病、障害者への国の対応をご存知かと思う。ワクチン副反応、特に重症例や死亡例で、因果関係を調べようという姿勢が極めて欠けていた。</p>	<p>の施策に関する事項」として、予防接種については「ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進するとともに、市民が接種を希望する場合、市民に対して予防接種が受けられる場所等についての情報を積極的に提供する。」(P7)としています。</p> <p>予防接種の接種勧奨及び制度の周知を行うにあたっては、ワクチンの有効性・安全性に関する科学的知見に基づき、副反応に関する事項も含め丁寧な情報提供・発信等を行ってまいります。</p>
8	<p>P.21 第9 保健所の体制について</p> <p>今後高齢化と共に地域での疾病予防や疾病管理、健康増進など保健師の必要性は増加するので、感染症対策を含め全般的に増強すべきと考える。</p>	<p>次の感染症危機に備え、本市においては感染症対応業務に従事する保健師を増員したところです。</p> <p>また、引き続き研修やジョブローテーション等を行うことにより、感染症対策に係る専門性の向上や、感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策が継続できるよう、人材の養成及び資質の向上に努めます。</p>
9	<p>P.24 第12(1)院内及び施設内感染防止について</p> <p>老人施設や病院への対応に、前回のコロナパンデミックの時に、通常的面会や、危篤時の家族との面会において阻害されることがあったため、人権の観点から、阻害されることのないように書き足してほしい。</p> <p>前回のコロナパンデミックで、病院や施設の家族に普通に会うことすら難しくなってしまったことなど、市民が自主的に行う「おかしな感染症対策」が、非常に問題だと感じたので、配慮をお願いしたい。</p>	<p>本計画の「第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項」として、「新興感染症(※2)においては病原体の特性に関する知見の蓄積に伴い、求められる感染対策が変化することから、市は、最新の知見・情報に基づき、流行状況や場面に応じて必要とされるマスク着用等の基本的感染予防対策や面会制限等を含めた院内・施設内感染対策について、市民等や施設等に対し、普及啓発を行う」(P23)と記載しているとおり、感染者等に対する不当な偏見や差別を生じさせることのないよう、正しい知識の普及啓発を行います。</p> <p>また、医療機関や高齢者施設等には、感染症にかかると重症化しやすい方もおられるため、院内及び施設内感染防止に係る取り組みが重要となります。その取り組みについて</p>

	<p>は、患者・利用者の感染症に対する抵抗力や施設の構造等、様々な状況を考慮する必要があることから、対応を統一することは困難であると考えます。しかしながら、感染対策は、感染リスク等科学的な知見に基づいて行われるべきであることから、感染予防対策の周知等の支援を行ってまいります。</p>
--	--

【参考】

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（第13条第2項）

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等をするを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者（以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

※2 新興感染症

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）及び新感染症）